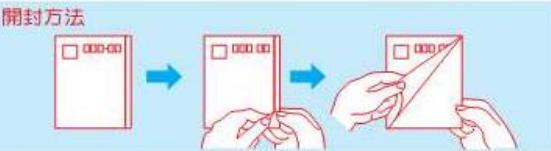


登録申請の催告 見本(案)

約153mm

<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 50px; height: 50px; margin: 10px auto; position: relative;"> 料金後納 郵便 </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">郵便番号_印字箇所</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 5px;">宿泊事業者住所_印字箇所</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-top: 10px;">宿泊事業者名_印字箇所</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">重要文書在中</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>沖縄県税務課 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 5F TEL: 098-866-2101</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>開封方法</p>  <p>ご案内は内側にあります。 ゆっくりていねいに、ここからはがしてご覧ください。</p> </div>	<p style="text-align: center;">宿泊税に関する特別徴収義務者の登録について</p> <p>平素より沖縄県税へのご理解と納付へのご協力ありがとうございます。沖縄県では、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心で快適な観光の実現、旅行者の受け入れの体制の充実強化、観光旅客の受け入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として宿泊税を導入することを予定しています。</p> <p>宿泊税はホテル・旅館・民宿・民泊(以下、「ホテルなど」という。)の宿泊者に納めていただくものですが、沖縄県が直接徴収するのではなく、ホテルなどが宿泊代金の会計時などに税を徴収し、その徴収した税を沖縄県に納入することを予定しています。(このような制度を「特別徴収制度」といいます。)</p> <p>つきましては、沖縄県内の宿泊事業者は特別徴収義務者として、沖縄県宿泊税条例第9条第2項に基づき、特別徴収義務者としての登録に関する申請書を提出していただく必要があります。</p> <p>以下の期日までに那覇県税事務所へご提出くださいよう、お願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">課又は事務所_印字箇所</p> <p style="text-align: center;">提出期限: 令和 年 月 日</p> <p>※登録申請書は二次元バーコードにより沖縄県税務課HPからダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出してください。</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid purple; border-radius: 50%; padding: 2px;">HP_QRコード</div>	<p style="text-align: center;">宿泊税制度の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納稅義務者 徴収方法</td> <td>沖縄県内の宿泊事業者(ホテル、旅館、簡易宿所、民泊)が、宿泊者から徴収し、県に納入していただきます。</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>宿泊料金(素泊まり料金)に応じて、定率2%を宿泊者に納めていただきます。(ただし、税額2,000円を上限とします。) ※県と併せて市町村が宿泊税を課す場合 県税: 定率0.8%(ただし、税額800円を上限とします。) 市町村税: 定率1.2%(ただし、税額1,200円を上限とします。) (例) 素泊まり料金(1名・1泊)8,500円 →課税標準8,000円(千円未満切り捨て) 8,000円×2% = 160円 (うち、県税64円、市町村税96円)</td> </tr> <tr> <td>使途</td> <td>観光の振興を図る施策に充てられます。</td> </tr> <tr> <td>課税免除</td> <td>・修学旅行、部活動、など</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	納稅義務者 徴収方法	沖縄県内の宿泊事業者(ホテル、旅館、簡易宿所、民泊)が、宿泊者から徴収し、県に納入していただきます。	税率	宿泊料金(素泊まり料金)に応じて、定率2%を宿泊者に納めていただきます。(ただし、税額2,000円を上限とします。) ※県と併せて市町村が宿泊税を課す場合 県税: 定率0.8%(ただし、税額800円を上限とします。) 市町村税: 定率1.2%(ただし、税額1,200円を上限とします。) (例) 素泊まり料金(1名・1泊)8,500円 →課税標準8,000円(千円未満切り捨て) 8,000円×2% = 160円 (うち、県税64円、市町村税96円)	使途	観光の振興を図る施策に充てられます。	課税免除	・修学旅行、部活動、など
区分	内容											
納稅義務者 徴収方法	沖縄県内の宿泊事業者(ホテル、旅館、簡易宿所、民泊)が、宿泊者から徴収し、県に納入していただきます。											
税率	宿泊料金(素泊まり料金)に応じて、定率2%を宿泊者に納めていただきます。(ただし、税額2,000円を上限とします。) ※県と併せて市町村が宿泊税を課す場合 県税: 定率0.8%(ただし、税額800円を上限とします。) 市町村税: 定率1.2%(ただし、税額1,200円を上限とします。) (例) 素泊まり料金(1名・1泊)8,500円 →課税標準8,000円(千円未満切り捨て) 8,000円×2% = 160円 (うち、県税64円、市町村税96円)											
使途	観光の振興を図る施策に充てられます。											
課税免除	・修学旅行、部活動、など											

→ 約102mm ← → 約102mm ← → 約102mm ←

約306mm